サービス内容

介護サービス室では以下のサービスを提供しています。

介護保険サービス

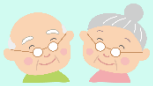

●訪問介護
（対象：介護認定を受け、要介護１～５の区分になった方）

障がい福祉サービス

●居宅介護　●同行援護
●移動支援
（対象：障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方）

制度外サービス

●自費介護サービス
（対象：高齢の方や障がいをお持ちの方）

●燕市子育て世帯訪問支援事業
（対象：サポートプラン作成済みの方）

サービス提供

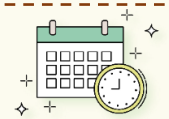

●サービス提供日
月曜日～日曜日（１２月２９日～１月３日除く）
※燕市子育て世帯訪問支援事業は、
月曜日～土曜日（祝日、１２月２９日～１月３日除く）

●サービス提供時間
午前７時から午後９時まで

サービスの詳細は裏面をご覧ください。

社会福祉法人
燕市社会福祉協議会
介護サービス室

〔お問い合せ〕
〒９５９－０２３１
新潟県燕市吉田日之出町１番１号
ＴＥＬ：0256-78-8701
ＦＡＸ：0256-78-8871
受付時間　8：30～17：15（年末年始除く）
ホームページ　https://tbm-swc.jp/

本会の基本理念

「地域が支えるその人らしい暮らし」をかなえるために

社会福祉法人
燕市社会福祉協議会
介護サービス室

住み慣れたご自宅で
安心して生活ができるよう
私たちがお手伝いします

介護のことは介護サービス室へお気軽にご相談ください！

誰でもいざ“介護”となると戸惑いや不安があります。

本サービス室では、介護される方や介護する方の様々な戸惑いや不安を取り除き、高齢の方や障がいのある方の安心・安全な日常生活を応援するため、以下のサービスを提供します。

※介護保険サービス・障がい福祉サービスをご利用するためには、燕市に申請をして認定を受ける必要があります。

私たち介護サービス室のモットー

私たちは、ご本人が「自分らしく」暮らせるように誠心誠意お手伝いします。

①優しい笑顔と思いやりで接します。
②分かりやすく説明し、信頼を得るように努めます。
③ケアを受ける人の人権、自己決定権を守ります。
④プライバシーの保護と守秘義務を守ります。
⑤必要なサービスを受けられるよう事業所と連携を図ります。
⑥より良いサービスを提供するため、自己研鑽に努めます。

サービスの提供について・・・　介護福祉士等専門の資格を持ったヘルパーが、介護の必要な方や障がいのある方のお宅を訪問し、身体介護、生活援助及び家事援助等を行います。

介護保険サービス

❖訪問介護

〇身体介護

入浴やトイレ、食事の介助など体に触れて行うサービスです。

また、自立支援のための見守り的援助も身体介護に含まれます。

・排せつ介助、入浴、清拭介助、食事介助、衣服の交換、体位変換
・利用者に声かけや見守りをしながら一緒に行う掃除、整理整頓など

〇生活援助

掃除や買い物、洗濯など日常生活の家事を行うサービスです。

・居室の掃除、買い物、調理、洗濯、被服の補修など

※利用料金：介護保険負担割合証に記載されています。

障がい福祉サービス

❖居宅介護

〇身体介護…左記同様

〇家事援助…左記「生活援助」同様

〇通院等介助

通院や公的手続き（相談等）のために官公署を訪れるお手伝いをします。

❖同行援護

視覚障害により屋外での移動が困難な方に対して移動の介護、代筆、代読等必要な支援を行います。

❖移動支援

生活するうえで必要不可欠な外出及び余暇活動等での外出時に、必要な支援を行います。

※利用料金：障がい福祉サービス受給者証に記載されています。

制度外サービス

❖自費介護サービス

制度外のサービスとして、高齢の方や障がいのある方が安心して日常生活を過ごすことができるよう、生活全般にわたるサービスを提供します。

※利用料金：３０分あたり１,１４０円

❖燕市子育て世帯訪問支援事業

家事、子育て等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、燕市から委託を受け、ヘルパーが家庭を訪問し、家事、育児等を支援します。

※利用料金：ご利用世帯の課税状況により異なります。